

綾瀬市二次医療機関整備資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の医療体制の強化を図ることを目的に、地域医療に貢献する二次医療機関が行う診療科目の増設及び増床に伴う用地の確保のための借入金の利子に対し、利子補給金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる補助事業者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内の二次医療機関で、本市において5年以上診療行為を継続し、かつ、神奈川県救急病院の認定を現に受けているもの
- (2) 利子補給金の申請時において、診療科目数10以上を有し、かつ、病床数を100床以上有するもの
- (3) 神奈川県保健医療計画の改定（県央二次保健医療圏の既存病床数が基準病床数に対して不足を生じたときを含む。）において、新たに認められた診療科目の増設による増床に伴う用地確保を行うもの

(利子補給金の額等)

第3条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に融資機関に支払った約定利子の計算基礎となる借入金平均残高（約定利子を約定利率で除した額をいう。ただし、延滞となっている額を除く。）を利子補給対象額とし、利子補給率1パーセントを乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、約定利率が年利1パーセントに満たないときは、その率とする。

(利子補給金の交付期間)

第4条 この利子補給金の交付期間は、補助事業者が融資機関との約定により、当該機関へ第1回目に払い込む日の属する月から5年以内とする。ただし、当該期間中に元利金を全額繰り上げ償還した場合の利子補給金の交付期間は、償還金の払込みが完了した日の属する月までとする。

- 2 前項の場合において、償還金の払込みを延滞した場合は、当該償還すべき月の利子補給は行わない。

(交付申請)

第 5 条 利子補給金の交付の申請は、利払いのあった翌年の 1 月 2 0 日までに二次医療機関整備資金利子補給金交付申請書 (第 1 号様式) に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 融資機関と締結した金銭貸借契約書の写し
- (2) 融資機関発行の約定利子支払証明書
- (3) 病院等開設等事前協議書の写し
- (4) 病院開設許可事項変更許可申請書の写し
- (5) 病院開設許可事項変更許可書の写し

(決定通知)

第 6 条 規則第 7 条に規定する通知は、二次医療機関整備資金利子補給金 (変更) 交付決定通知書 (第 2 号様式) によるものとする。

(補助事業者の責務)

第 7 条 利子補給金の交付を受けた補助事業者は、本事業の目的を深く認識し、市民が身近で、安心して多様な医療が受けられるよう、本市と連携して地域医療に貢献しなければならない。

(書類の整備等)

第 8 条 利子補給金の交付を受けた補助事業者は、収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保存するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、利子補給金の交付期間終了の日の属する市の会計年度の翌年から起算して 5 年間保存するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

二次医療機関整備資金利子補給金交付申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住所又は所在地
名称
氏名又は代表者氏名

印

年度綾瀬市二次医療機関整備資金に係る利子補給金の交付を受けたく、綾瀬市二次医療機関整備資金利子補給金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 交付申請額の算出方法

年 月 日から 年 月 日までの間の約定利子 支払い総額(A)	円
約 定 利 率(B)	%
利 子 補 給 対 象 額 (C) = () / (B)	円
利 子 補 給 率(D) (1%。ただし、約定利子が1%に満 たないときは、その率)	%
交付申請額(E) = (C) × (D) (1,000円未満は、切り捨てとす る。)	円

添付書類 融資機関と締結した金銭貸借契約書の写し
融資機関発行の約定利子支払証明書
病院等開設等事前協議書の写し
病院開設許可事項変更許可申請書の写し
病院開設許可事項変更許可書の写し

第2号様式（第6条関係）

二次医療機関整備資金利子補給金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市二次医療機関整備資金利子補給金の交付について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により次の金額を交付することを決定したので通知します。

1 交付決定額 円